

平成30年1月22日

洞爺湖町議会平成30年1月会議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号

件

名

議案第 4 1 号

洞爺湖町営住宅条例の一部改正について

議案第41号

洞爺湖町営住宅条例の一部改正について

洞爺湖町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年1月22日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町営住宅条例の一部を改正する条例

洞爺湖町営住宅条例（平成18年洞爺湖町条例第149号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「公営住宅法施行規則第10条」を「公営住宅法施行規則第11条」に改める。

第13条第2項第1号中「公営住宅法施行規則第11条」を「公営住宅法施行規則第12条」に改める。

第14条第1項中「申告がない場合」の次に「(次条第1項ただし書に規定する場合を除く。)」を加える。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると町長が認めるときは、この限りでない。

第15条第2項中「公営住宅法施行規則第8条」を「公営住宅法施行規則第7条」に改め、同条第3項中「基づき」の次に「(同項ただし書に規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により)」を加える。

第31条第2項中「令第8条第2項」の次に「(第15条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項)」を加える。

第39条及び第40条中「令第11条」を「令第12条」に改める。

第53条第2項中「同条第3項中「第1項」とあるのは「第53条第1項」を「同条第1項ただし書中「第36条第1項」とあるのは、「第54条において準用する第36条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の洞爺湖町営住宅条例第14条第1項、第15条（同条第2項中「公営住宅法施行規則第8条」を「公営住宅法施行規則第7条」に改める部分を除く。）、第31条第2項及び第53条第2項の規定は、平成30年度以降の町営住宅の毎月の家賃について適用する。